食料システム法第 36 条第 2 号
持続的供給に資する取組・見直し提案書

【参考様式・解説付きサンプル】

令和　　年　　月　　日

【解説】提出先の正式名称と、必要に応じて代表者・担当部署名を記入します。

［取引相手方の正式名称］

［代表者・担当部署等］　殿

【解説】申出者・提案者の名称、住所、連絡先等を記入します。法人の場合は法人名・代表者名を記入します。公開用にする場合は、住所・電話番号・組合員番号等を削除した別版を作成してください。

住　所　［住所］

名称等　［法人名又は氏名］

申出者　［代表者名等］

連絡先　［電話番号・メール等］

1　提案の趣旨

【解説】ここでは、現在負担している費用・商慣習と、「なぜ確認・見直しが必要と考えるのか」を書きます。最初から「不合理だ」と決めつけず、まず費用・効果・決定主体を確認する構成にすると使いやすくなります。

私（当社）は、［品目・商品名］を［生産・製造・販売等］している事業者です。

持続的な供給のためには、［生産費］だけでなく、［包装資材、規格対応、物流費、手数料、保管料、検査料等］の費用も継続的に負担する必要があります。

これらについて、誰が金額又は仕様を決定しているのか、何の対価として負担しているのか、その費用に見合う効果があるのか、より合理的な方法へ見直す余地がないのかを確認することが重要であると考えます。

そこで、食料システム法第 36 条第 2 号の趣旨も踏まえ、下記の事項について確認するとともに、必要に応じて取引方法・商慣習等の見直しを提案します。

2　見直し対象について確認した事実

【解説】問題にしたい費用・仕様・商慣習を、数字や資料で具体的に示します。包装資材なら価格差、手数料なら控除額、納品条件なら作業時間や追加費用などを記載します。

私（当社）の［購入明細・精算明細・契約書・規格書等］では、次の内容が確認できます。

・対象項目：［例：包装資材／出荷規格／手数料／運賃／保管料／検査料／発注方法／納品条件］

・現行の仕様・料金・条件：［具体的に記入］

・比較できる別仕様・別料金等：［具体的に記入］

・差額・追加負担・作業負担：［具体的に記入］

本提案は、上記の差額又は負担のみをもって、現在の仕組みが不要又は不合理であると主張するものではありません。

現在の仕組みにより、販売上・品質上・物流上その他の効果があるのであれば、その効果も含めて確認したいと考えています。

3　仕様・規格・商慣習について確認を求める事項

【解説】包装・規格・発注・納品方法などを対象にする場合の質問例です。該当しない項目は削除してください。

（1）対象となる仕様・規格・方法は、誰が、どのような手続で決定していますか。

（2）取引当事者は、複数の仕様・方法から選択できますか。選択できない場合、その理由をご説明ください。

（3）現在の仕様・方法を採用している目的をご説明ください。

（4）販売単価、販売数量、品質、市場評価、ブランド、物流効率その他の効果について検証した資料がありますか。

（5）費用及び効果について、取引当事者に説明又は情報提供する仕組みがありますか。

（6）現在の仕様・方法について、定期的な費用対効果の検証又は見直しを行っていますか。

（７）簡素化、選択制、共同化、デジタル化その他、より低コスト又は効率的な方法を検討したことがありますか。

４　手数料・料金その他の費用について確認した事実

【解説】販売代金から控除される費用や別途請求される費用がある場合に使います。明細上の名称をそのまま記載し、内訳が分からない場合は「全額が〇〇の手数料だと決めつけない」と留保すると安全です。

私（当社）の［精算明細・請求書等］では、次の費用が確認できます。

・［費用項目 1］　［金額又は料率］

・［費用項目 2］　［金額又は料率］

・［費用項目 3］　［金額又は料率］

なお、明細上の名称だけから、当該金額の全額が特定の主体に対する手数料である等の前提には立っていません。内訳及び算定方法を確認することも、本提案の目的です。

５　手数料・料金その他の費用について確認を求める事項

【解説】費用の「内訳・料率・決定主体・対価・見直し」の 5 点を中心に聞きます。必要に応じて、定額制・上限額・逓減率など代替方法の検討有無も質問します。

（１）各費用の具体的な内訳をご説明ください。

（２）それぞれの金額、料率及び計算方法をご説明ください。

（３）それぞれの料率又は金額を決定している主体をご説明ください。

（４）各費用は、具体的にどの業務又はサービスに対する対価ですか。

（５）販売金額等に一定率を乗じる方式がある場合、その方式を採用する理由をご説明ください。

（６）取扱数量が同じでも販売価格等の上昇により負担額が増える仕組みの場合、その合理的な理由をご説明ください。

（７）現在の料率又は算定方法について、最後に見直した時期と検討内容をご説明ください。

（８）取引当事者が料率、算定方法又はその見直しについて意見を述べ、検討に参加できる仕組みがありますか。

（９）定額制、上限額、逓減的な料率その他、負担を合理化する方法を検討したことがありますか。

（１０）その他の費用についても、決定主体、算定根拠及び見直しの仕組みをご説明ください。

６　見直しの提案

【解説】いきなり特定案を押し付けず、「確認の結果、次のような場合には見直しを検討してほしい」という条件付き提案にすると、協議につなげやすくなります。

上記について確認した結果、

・現在の費用に見合う効果又はサービスが確認できない場合

・より低い費用で同じ目的を達成できる方法がある場合

・従来からの運用を継続しているものの、現在の必要性について十分な検証が行われていない場合

には、［包装資材の仕様／手数料の算定方法／納品条件／発注方法／物流方法その他］について、より合理的な方法を検討していただきたいと考えます。

本提案の目的は、必要な機能や正当な対価を否定することではありません。必要な費用は必要な費用として確認した上で、合理化できる費用や商慣習について見直すことにより、持続的な供給につなげることを目的とします。

７　食料システム法第 36 条第 2 号との関係

【解説】「持続的な供給に資する取組の提案」であることを明示します。相手が単独で決めていない可能性がある場合には、その主体・仕組みを説明してもらう一文も有効です。

食料システム法第 36 条第 2 号は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合、必要な検討及び協力を行うよう努めることを定めています。

本書は、その趣旨も踏まえ、実際に負担している費用、仕様又は商慣習について確認し、必要に応じて見直しを提案するものです。

なお、対象となる仕様又は費用について、貴社（貴組合）が単独で決定しているとの前提には立っていません。決定主体が他にある場合には、その主体及び決定の仕組みについてもご説明ください。

8　回答及び協議のお願い

【解説】回答期限、根拠資料、開示できない場合の説明方法を決めます。相手方に守秘義務等がある可能性を考慮し、「開示可能な範囲で」とするのが実務的です。

上記事項について、本書到達後［　］日以内に、可能な範囲で書面による回答をお願いします。

回答に当たっては、［規格書、仕様書、料金表、業務規程、手数料規程、契約・委託販売に関する規程、会議資料等］のうち、回答内容を確認できる資料を可能な範囲で併せてご提示ください。

契約上の守秘義務その他の理由により具体的な金額、料率又は資料そのものを開示することが困難な事項がある場合には、その理由を明らかにした上で、開示可能な範囲で、算定方式、適用範囲、決定主体、決定方法、見直し方法その他回答可能な事項をご説明ください。

同期限までに全ての事項について回答することが困難な場合には、その理由、現時点で回答可能な事項及び残る事項についての回答予定時期をご連絡ください。

本提案について協議の機会を設けていただける場合には、その日時及び方法についても併せてご連絡ください。

添付資料（例）

- ［購入明細・精算明細・請求書等］
- ［現行の規格書・仕様書・料金表］
- ［写真・比較資料・費用対効果を示す資料］
- ［その他、提案の根拠となる資料］

参考

農林水産省「食品等の取引適正化」及び「努力義務・判断基準ガイドブック」を確認した上で、実際の取引関係に合わせて作成してください。これは農林水産省の公式様式ではありません。